

2024年4月26日

株式会社ジオレ・ジャパン

洗浄処理能力増強等のお知らせ

当社本社工場の汚染土壌処理に関する洗浄施設の処理能力増加（408t/日→552t/日）及び乾式磁力選別施設の処理対象特定有害物質追加（カドミウム及びその化合物を追加）について、2024年4月26日付けで汚染土壌処理業の変更許可証を受理しました。

●浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理））

	変更前	変更後
事業場の名称	株式会社ジオレ・ジャパン 本社工場	
所在地	尼崎市東浜町1番地の1	
許可能力	408t/日	552t/日
受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物	変更無し
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし	変更無し

●浄化等処理施設（浄化（抽出-磁力選別））

	変更前	変更後
事業場の名称	株式会社ジオレ・ジャパン 本社工場	
所在地	尼崎市東浜町1番地の1	
許可能力	2,520t/日	変更無し
受け入れられる特定有害物質	六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	土壌含有量基準及び第二溶出量基準以下	変更無し



< 洗淨処理施設 >



< 乾式磁力選別施設 >

複写

様式第九（第十七条第一項関係）

許可番号 第13110010001号

汚染土壌処理業許可証

兵庫県尼崎市東浜町1番地の1
株式会社 ジオレ・ジャパン
代表取締役 柴垣 雄一

土壌汚染対策法 第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市 市長 松本 眞



許可の年月日	令和6年4月26日
許可の有効期限	令和7年4月7日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	株式会社ジオレ・ジャパン 本社工場
汚染土壌処理施設の設置の場所	尼崎市東浜町1番地の1
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着)) ③浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解)) ④浄化等処理施設(浄化(抽出-磁力選別)) ⑤浄化等処理施設(不溶化) ⑥分別等処理施設(異物除去) ⑦分別等処理施設(含水率調整)
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 23t/h 552t/24h ②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着)) 160t/h 1280t/8h ③浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解)) 4.6t/h 110t/24h ④浄化等処理施設(浄化(抽出-磁力選別)) 105t/h 2,520t/24h ⑤浄化等処理施設(不溶化) 105t/h 2,520t/24h ⑥分別等処理施設(異物除去) 105t/h 2,520t/24h ⑦分別等処理施設(含水率調整) 105t/h 2,520t/24h
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	裏面のとおりに記載
変更の内容	令和3年1月13日 汚染土壌処理施設の構造の変更(検査土壌置場の新設に伴う屋根の設置等) 令和4年10月20日 汚染土壌処理施設の構造の変更(分別等処理施設で使用する自走式篩機1台の廃止)及び汚染土壌処理施設の処理能力の変更(浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着))の処理能力の増大) 令和6年4月26日 汚染土壌処理施設の処理能力の変更(浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))の処理能力の増大)及び汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更(浄化等処理施設(浄化(抽出-磁力選別))において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態にカドミウム及びその化合物を追加)

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

②浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着))

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

③浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	PCBは40,000mg/kg以下 その他の特定有害物質については濃度上限なし

④浄化等処理施設(浄化(抽出-磁力選別))

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	土壌含有量基準及び第二溶出量基準以下

⑤浄化等処理施設(不溶化)

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

⑥分別等処理施設(異物除去)

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

⑦分別等処理施設(含水率調整)

受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物
受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度上限なし

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。